

平成 28 年 11 月 1 日施行

「建設業許可申請・変更の手引」の改訂点

項目	改訂内容	頁
法人番号欄の追加	<p>【改正のあった様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第一号「建設業許可申請書」</li> <li>・様式第二十二号の二「変更届出書」(第一面)</li> <li>・別紙 変更届出書(決算報告)</li> </ul>	
舗装工事業の略号の表記の変更(ほ→舗)	<p>【改正のあった様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第一号「建設業許可申請書」</li> <li>・別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」</li> <li>・様式第八号「専任技術者証明書」</li> <li>・様式第十一号の二「国家資格者・監理技術者一覧表」</li> <li>・様式第二十二号の二「変更届出書」(第二面)</li> <li>・様式第二十二号の四「廃業届」</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を受けるための要件の一つである「財産的基礎等」の資金調達能力の判断資料の記載を次のように改める。                現 行「取引金融機関発行の 500 万円以上の預金残高証明書等」                →改正後「取引金融機関発行の 500 万円以上の預金残高証明書」                改正点：「等」を削除し、預金残高証明書に限る。</li> <li>・様式第六号「誓約書」の書式を変更(内容は変更なし)</li> </ul>	14         45
ホームページの関連リンクを追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人番号を調べる際の便宜を図るため、富山県の建設業許可のホームページに、「国税庁法人番号公表サイト」へリンクを設定</li> </ul>	

「とび・土工工事業の方、解体工事業の許可を申請される方へ」の改訂点

項目	改訂内容	頁
解体工事業の技術者要件について、登録解体工事試験の過去の合格者に対する措置を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 P 下段「※ 3」、8 P 及び 9 P 下段「※ 6」を、次のように改訂する。                現 行「平成 28 年 6 月 1 日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。」                →改正後「平成 28 年 6 月 1 日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。<u>全国解体工事業団体連合会が行った平成 17 年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成 27 年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験を合格した者とみなす。</u>」</li> </ul>	2         8         9
ホームページの関連リンクを追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録解体工事試験及び登録解体工事講習の実施機関を調べる際の便宜を図るため、富山県の建設業許可のホームページに、国土交通省が掲載している「登録解体工事試験の実施機関」及び「登録解体工事講習の実施機関」へリンクを設定</li> </ul>	